



既存盛土等調査について

神奈川県

1 既存盛土等調査の流れ



2 既存盛土等分布調査

(1) 用語の定義

【盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説】

- 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域に存在し、許可または届出の対象となる盛土等をいう。

区分	既存盛土等	大規模盛土造成地
定義・調査対象	<ul style="list-style-type: none">既に行われた盛土等 ⇒宅地造成、特定盛土等 又は土石の堆積調査対象は、規制区域内に存在し、許可または届出を要する規模のもの ⇒法規制対象外となる公共施設用地や土地改良事業等は除外される	<ul style="list-style-type: none">既に行われた盛土のうち、以下のいずれかの要件を満たす盛土造成地（原則として、農地、森林等宅地以外の土地は含まない）①谷埋め型大規模盛土造成地： 盛土の面積が3000m²以上のもの②腹付け型大規模盛土造成地： 原地盤面の水平面に対する角度が20°以上で、かつ、盛土の高さが5m以上のもの

2 既存盛土等分布調査

(2) 優先して調査する盛土

出典：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説(R5.5)P1-14

【盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説】

- ・ 調査の対象は、規制区域内において許可又は届出を要する規模の盛土等とし、一定の規模（面積が3,000 m²）以上のものを優先して調査することとする。
- ・ 都道府県の判断により、3,000 m²未満の盛土等のうち、災害が発生する危険性が高いものについては、調査の対象とする。
- ・ 調査対象とする盛土等の造成年代は、地域における盛土等の造成工事や災害発生状況、収集資料の整備状況、既往の調査結果等を勘案して設定する。

- ⇒ ・ 3,000m²以上かつ概ね2000年以降に行われた盛土
（他法令許可資料や航空写真等の県内の資料整備状況を考慮）
- ・ 既往調査により把握済みの盛土
（大規模盛土造成地 及び 盛土総点検（是正が必要な箇所））

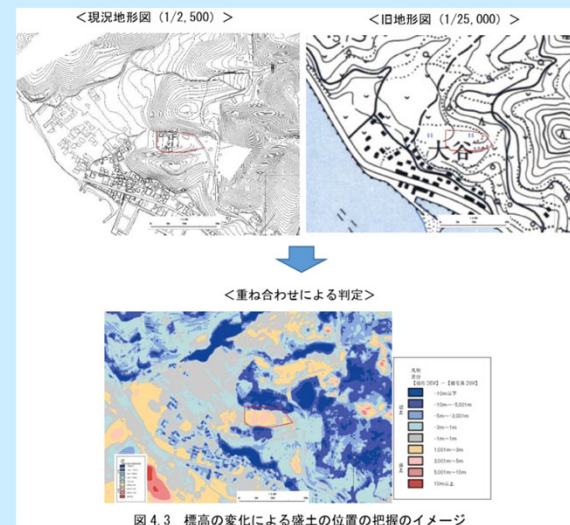
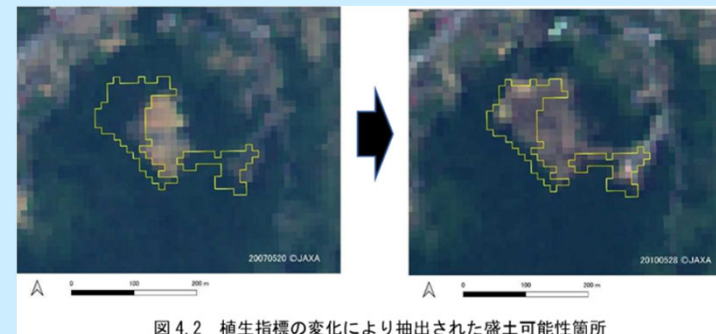
2 既存盛土等分布調査

(3) 抽出方法

出典：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説(R5.5)P1-31～33

【盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説】

- 造成前後の画像の色調や標高等を比較して、盛土等を抽出する。
- 色調変化による抽出（植生指標）
NDVI（正規化植生指標）を利用し、造成前後の衛星画像を比較。
- 標高変化による抽出（DEM差分）
造成前後の標高差を計算し、差分図で変化箇所を抽出。
- その他の補助手法
SAR画像、地形図判読、現地確認

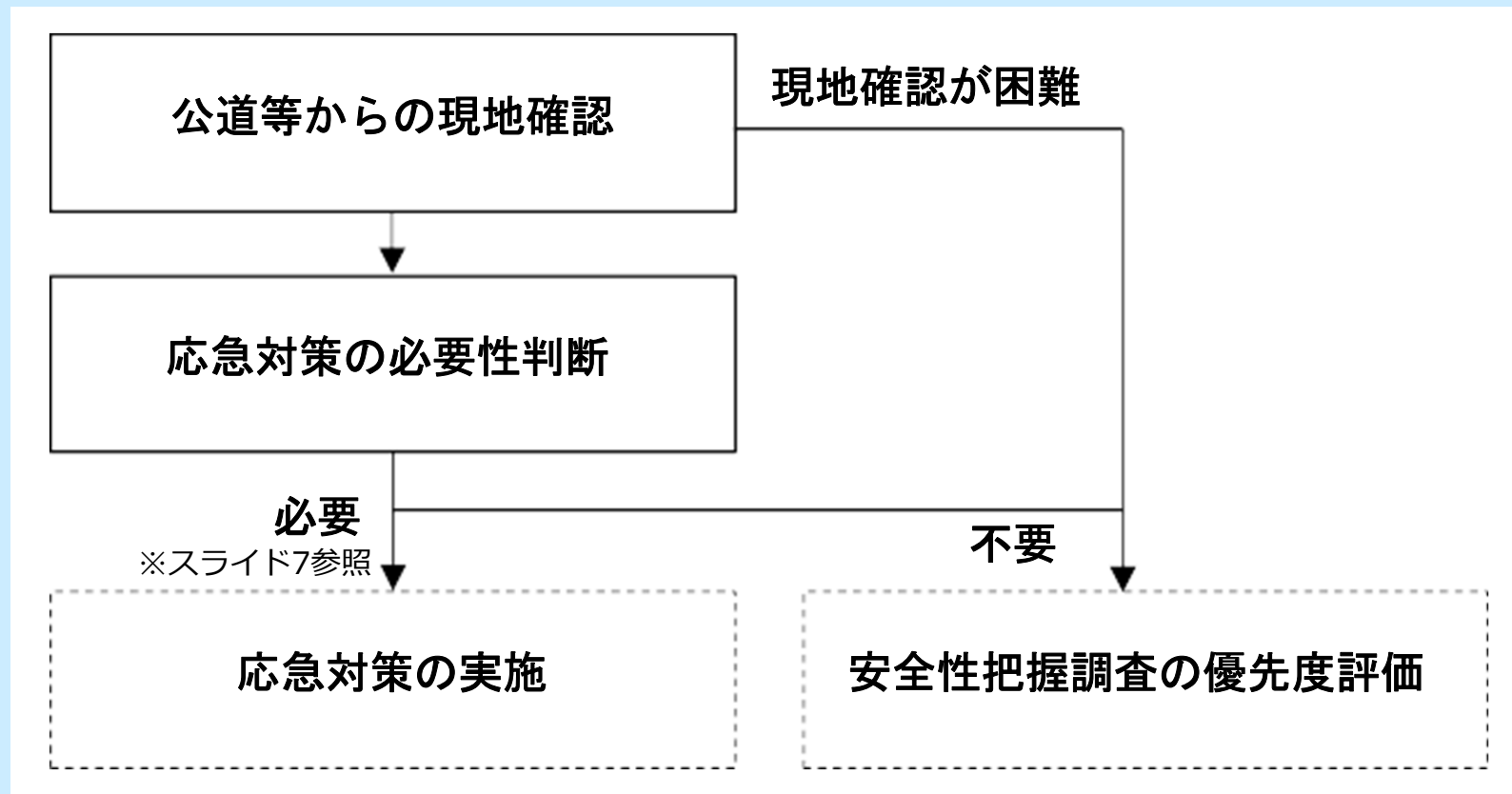


⇒二時期の航空写真や地形図を目視で比較し、土地利用状況が変化している箇所を抽出。LPデータなども補足的に使用。

3 応急対策の必要性判断

(1) 応急対策の必要性判断の流れ

【盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説】



盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説 P1-44 図5.1を加筆改変

3 応急対策の必要性判断

(2) 現地確認方法

【盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説】

- 応急対策が必要な盛土等は、「既に崩壊が発生し又は崩壊し始めている場合」であり、その時点で土砂の流出や遠方から判別できるような比較的規模の大きな変状が生じていることが想定される。

【現地確認方法】

- 公道等からの遠方観察を基本
- 茂みの中等人目につかない場所で盛土等の造成が行われ、公道等からの現地確認による応急対策の必要性の判断が困難な場合は、可能な範囲で土地の立入りや、ドローン等を活用した現地確認も検討する。

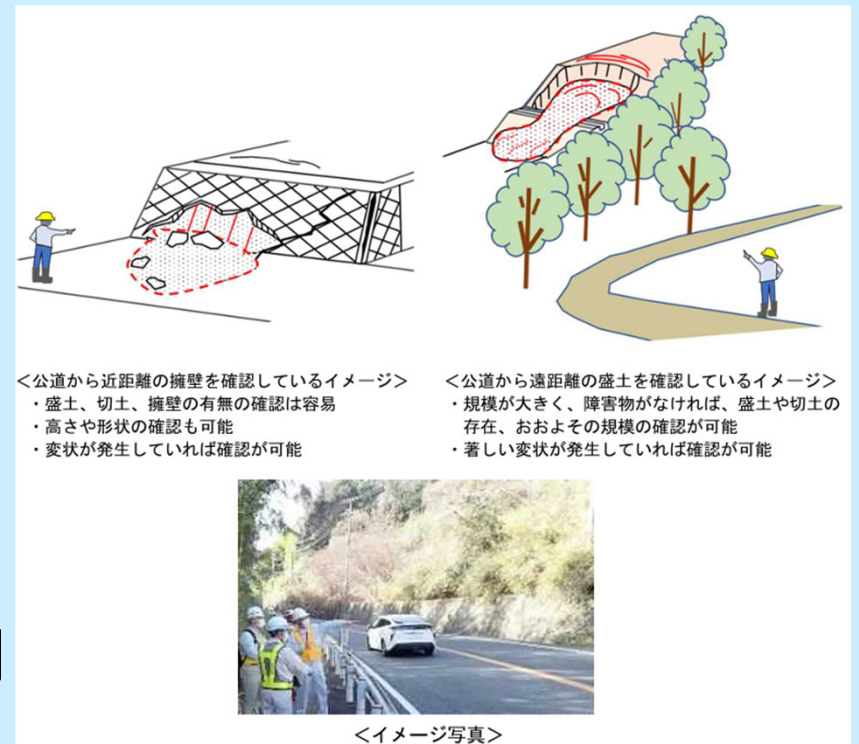
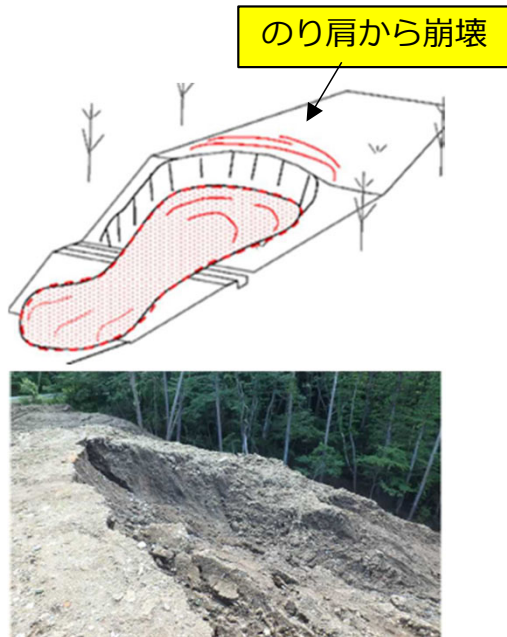
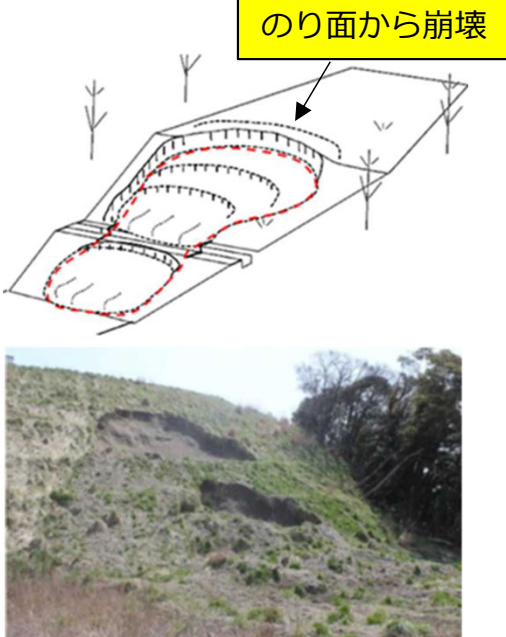
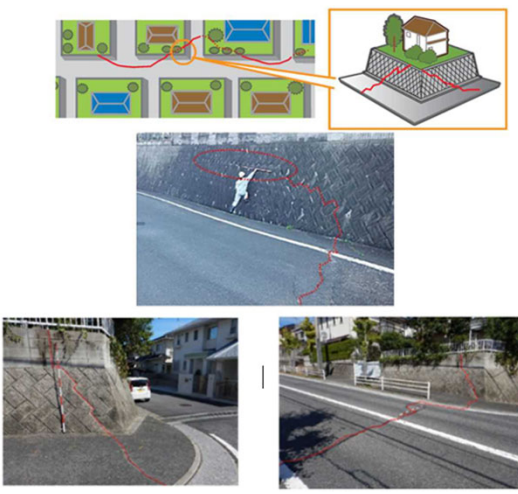


図 4.4 公道等からの現地確認のイメージ

出典：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説(R5.5)P1-34

3 応急対策の必要性判断

(3) 応急対策が必要な盛土の状態

区分	既に崩壊が発生している	既に崩壊が発生し始めている	崩壊を示唆する変状が認められる
条件	保全対象との離隔が不十分な場合	保全対象との離隔が不十分な場合	保全対象との離隔が不十分かつ 災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと想定される場合
例	<p data-bbox="593 805 862 869">のり肩から崩壊</p> 	<p data-bbox="1209 805 1478 869">のり面から崩壊</p> 	 <p data-bbox="1568 1388 1836 1444">対策工の変状</p>

出典：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説(R5.5)P1-46,48,83に加筆

3 応急対策の必要性判断

(4) 保全対象

○保全対象

- ・ 人家及び施設（市街地・集落等に含まれないものを含む）
- ・ 道路（徒歩道、庭園路を含む国土地理院の地図記号）

○保全対象との離隔を判定するための盛土の影響範囲

- ・ 平地盛土は、 $L \leq 2H$ 程度（最大50m）まで。
- ・ 谷埋盛土は、溪床勾配 ≥ 2 度の区間（最大250m）まで。
- ・ 腹付け盛土は、 $l \leq 5h$ 程度（最大250m）まで。
- ・ 影響範囲の幅は、盛土の最大幅で一定とする。 ※スライド9、10参照

※今後の詳細調査では、必要に応じ個々の施設等の利用実態や地形による土砂移動への影響を考慮する。

3 応急対策の必要性判断

(5) 保全対象との離隔 (盛土の影響範囲)

【盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説】

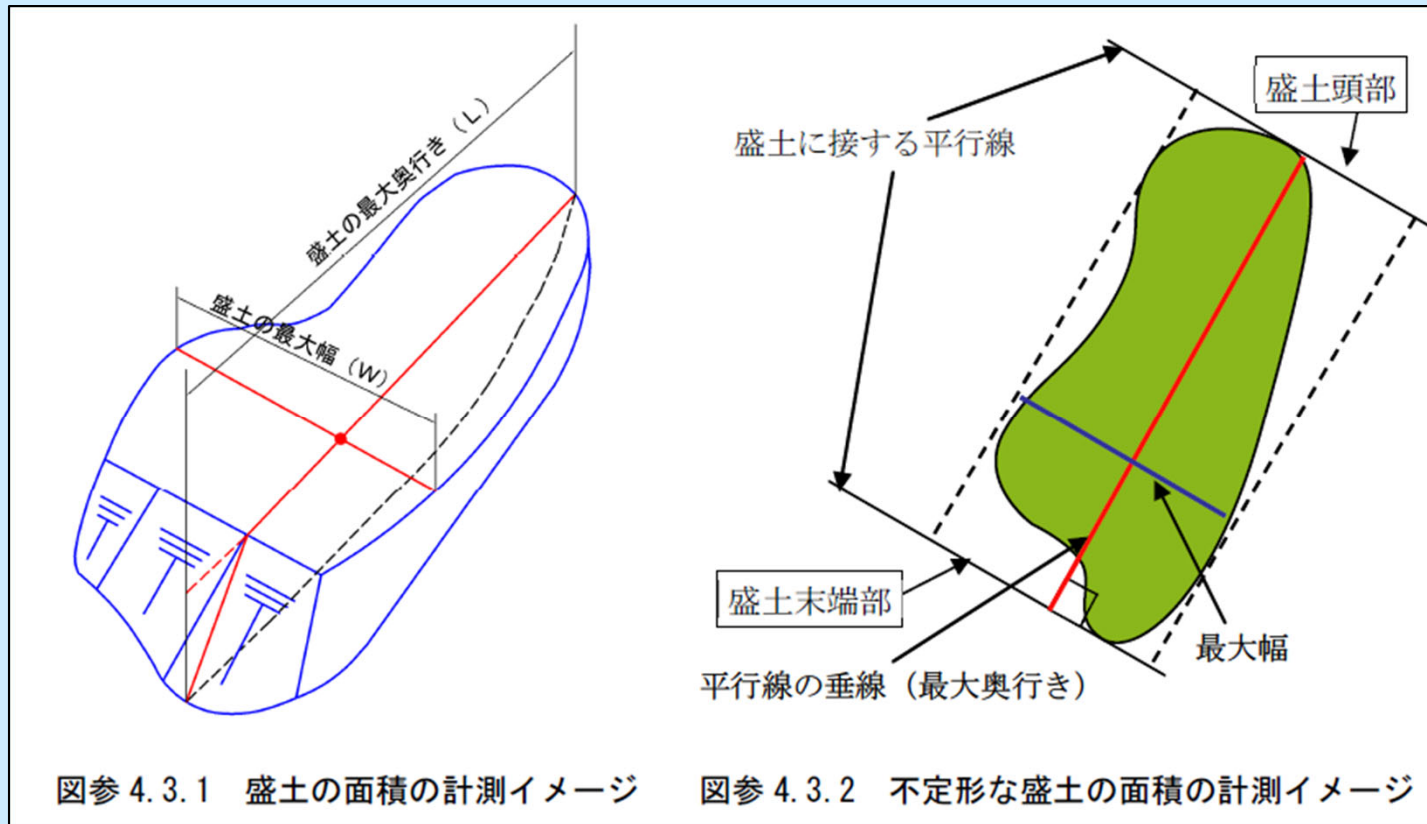
分類※	保全対象との離隔が不十分		土砂流出のイメージ
	断面図	平面図	
平地盛土	<p>$L \leq 2H$程度</p> <p>保全対象との離隔 L</p> <p>盛土高 H</p> <p>原地盤勾配 1/10以下</p>		
谷埋め盛土	<p>溪床勾配 ≥ 2度の区間</p> <p>2度 (溪床勾配)</p>		
腹付け盛土	<p>$l \leq 5h$程度</p> <p>保全対象との離隔 (保全対象から盛土のり肩までの水平距離) l</p> <p>約11度</p> <p>保全対象から盛土のり肩までの高さ h</p> <p>$l \leq 5h$程度 (lの範囲に溪床が存在する場合は、溪床勾配 ≥ 2度の区間)</p> <p>保全対象との離隔 (保全対象から盛土のり肩までの水平距離) l</p> <p>保全対象から盛土のり肩までの高さ h</p>		

出典：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説(R5.5)P1-56

3 応急対策の必要性判断

(5) 保全対象との離隔 (盛土の影響範囲)

【盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説】



出典：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説(R5.5)P1-38